

住居表示の実施による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

住居表示の実施による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

住居表示の実施による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和 39 年条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

別表熊本市西消防署の部中央区の項中「、十禅寺町」を削り、「十禅寺 1 丁目」の次に「、十禅寺 4 丁目」を、「世安町」の次に「、世安 1 丁目、世安 2 丁目、世安 3 丁目」を加える。

(熊本市区の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本市区の設置等に関する条例(平成 23 年条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

別表中央区の項中「、十禅寺町」を削り、「十禅寺 1 丁目」の次に「、十禅寺 4 丁目」を、「世安町」の次に「、世安 1 丁目、世安 2 丁目、世安 3 丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

住居表示の実施による町名変更に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を

制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。